

四日市市上下水道局告示第9号

四日市市単独公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月29日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- 1 事業計画の名称
四日市市単独公共下水道
- 2 事業計画の内容
事業計画書において表示する。
- 3 縦覧場所
四日市市堀木一丁目3番18号
四日市市上下水道局 管理部 経営企画課
- 4 縦覧期間
令和6年2月29日 から 令和6年3月14日

（上下水道局管理部経営企画課）